

経過

27. 4. 28 松本市地域づくりインターンシップ戦略事業委託契約調印式（松本大学との協働による事業）
中央地区、鎌田地区、入山辺地区、四賀地区及び奈川地区の5地区において、1期生5名が活動を開始
28. 4. 1 新村地区及び芳川地区において、新たに2期生2名が活動を開始
29. 4. 3 庄内地区、中山地区、寿地区及び本郷地区において、新たに3期生4名が活動を開始
11. 28 松本市地域づくりヤングマイスター認定制度実施要綱を制定
30. 2. 6 認定証交付式を実施し、インターンシップ生（1期生5名）を認定